

① 多数の者が利用する経路

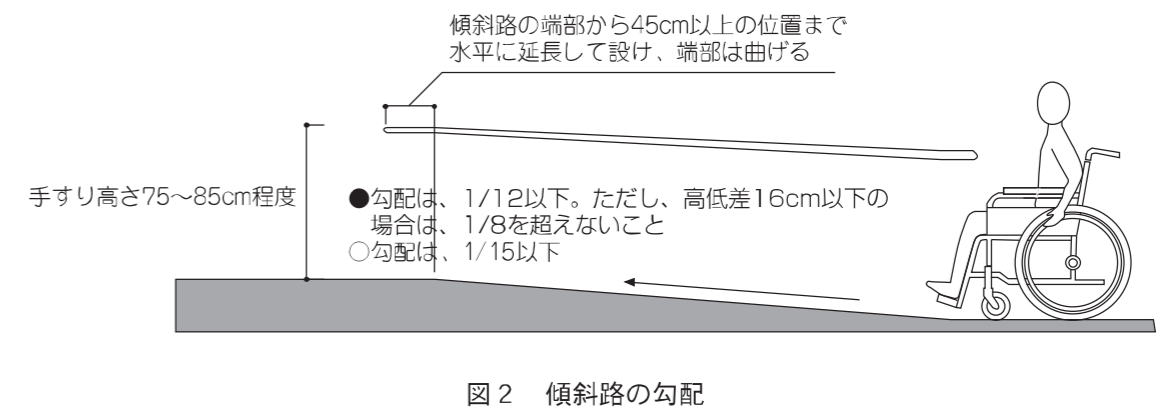
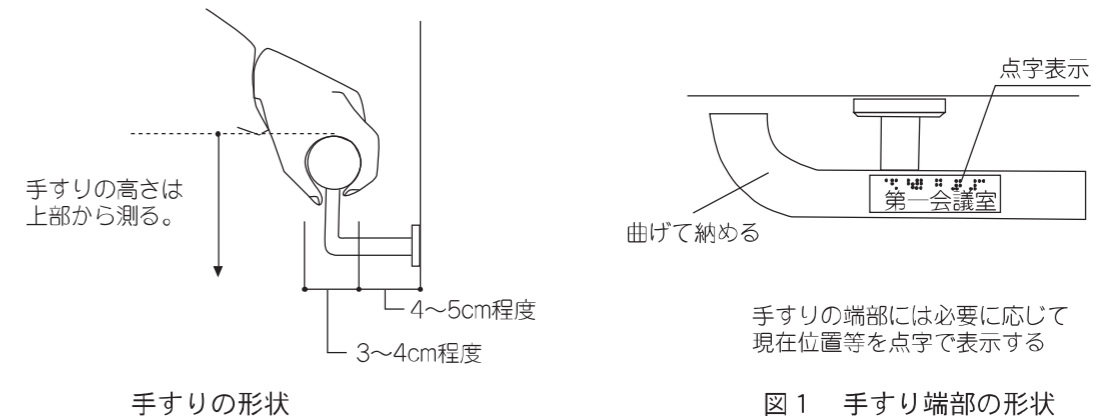
f 傾斜路

基本的な考え方

廊下等や敷地内の通路に高低差や段が生じている場合には、車いす使用者が安全かつ円滑に利用できるような傾斜路を整備する必要がある。その場合の傾斜路は、できる限り緩やかな勾配とし、また、滑りにくい材料で仕上げる。

利用円滑化経路を構成する敷地内の通路や建物内の廊下等に高低差や段差がある場合は、車いす使用者等が安全かつ円滑に通行できるよう傾斜路を併設する。その際、できる限り緩やかな勾配とし、床仕上げも車いすの利用に支障がない仕上げとする必要がある。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆傾斜路の構造の一般基準 (4の項)	多数の者が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。	傾斜路の一般基準である。 ●傾斜路には、横断勾配を設けない。	傾斜路の両側に側壁又は5cm以上の立ち上げを設ける。
(1)手すりの設置 (4の項(1))	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	「勾配が1/12を超える傾斜がある部分」とは、1/12より勾配が急な傾斜路を指す。 ・手すりの取り付け高さは、1本の場合、75cm～85cm程度、2本の場合は、60cm～65cm程度の高さに追加する。幼児が利用する施設では、2本設置を基本とする。 ・手すりは、傾斜路の端部から45cm以上の位置まで水平に延長して設け、そでの引っかかり等危険防止のため、端部は下側又は壁面方向に曲げて納める。 ・点字等の表示は、水平部分に設ける。	○手すりを両側に設けること。 ・手すりの始末端部の水平部分には、現在位置等を点字等で表示する。
(2)表面仕上げ (4の項(2))	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	濡れた状態でも滑りにくい材料で仕上げる。 ・カーペットの場合は、毛足の長いものは避け、他の仕上げ部分と同一レベルになるよう敷き込む。	
(3)傾斜の識別 (4の項(3))	その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	●仕上げ材を替えたり、色の変化などにより、識別しやすいようにする。	



用語

傾斜路	踊場を含み、この項においては、階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者
廊下等	廊下その他これに類するもの

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(4)点状ブロック等の敷設 (4の項(4))	<p>傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫に設けるもの</p> <p>エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する踊場の部分に限る。 ・ 踊場における点状ブロック等の敷設位置は、傾斜路の直前では転倒する危険があるため、30cm程度の余幅を取っておく。 ● 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の次の部分は、点状ブロック等の敷設を免除することができる。 ① 勾配が1/20以下の傾斜路の上端に近接する踊場 ② 高さが16cm未満で、勾配が1/12以下の傾斜路の上端に近接する踊場 ③ 自動車車庫 ④ 傾斜路と連続して手すりを設けた踊場 	図1
◆利用円滑化経路を構成する傾斜路の構造 (11の項)	<p>利用円滑化経路を構成する傾斜路は、4の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用円滑化経路を構成する傾斜路の基準である。 ・ 4の項の規定とは、手すりの設置、表面仕上げ、傾斜の識別、点状ブロック等の敷設に関する規定である。 	
(1)傾斜路の幅 (11の項(1))	<p>幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅は、内法（有効寸法）で測定する。 	○ 幅は、階段に代わるものにあつては150センチメートル以上、階段に併設するものにあつては120センチメートル以上とすること。
(2)傾斜路の勾配 (11の項(2))	<p>勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用円滑化経路を構成する傾斜路の場合、1/12より急な勾配の傾斜路を設置してはならない。 ・ この場合の高さは、踊場相互間の高さではなく、傾斜路全体の高さである。 	図2
(3)踊場の設置 (11の項(3))	<p>高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長く急な傾斜路では、一般的にブレーキだけでは速度を制御できない場合があり、9～10m程度の一定間隔で休憩スペースの設置が必要とされている。この間隔を勾配1/12で換算すると高さ約75cmとなる。 ・ 車いすは傾斜路の途中で展開するのが大変困難であることから、安全に展開するための水平な踊場が必要である。 	図1

用語

傾斜路	踊場を含み、この項においては、階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

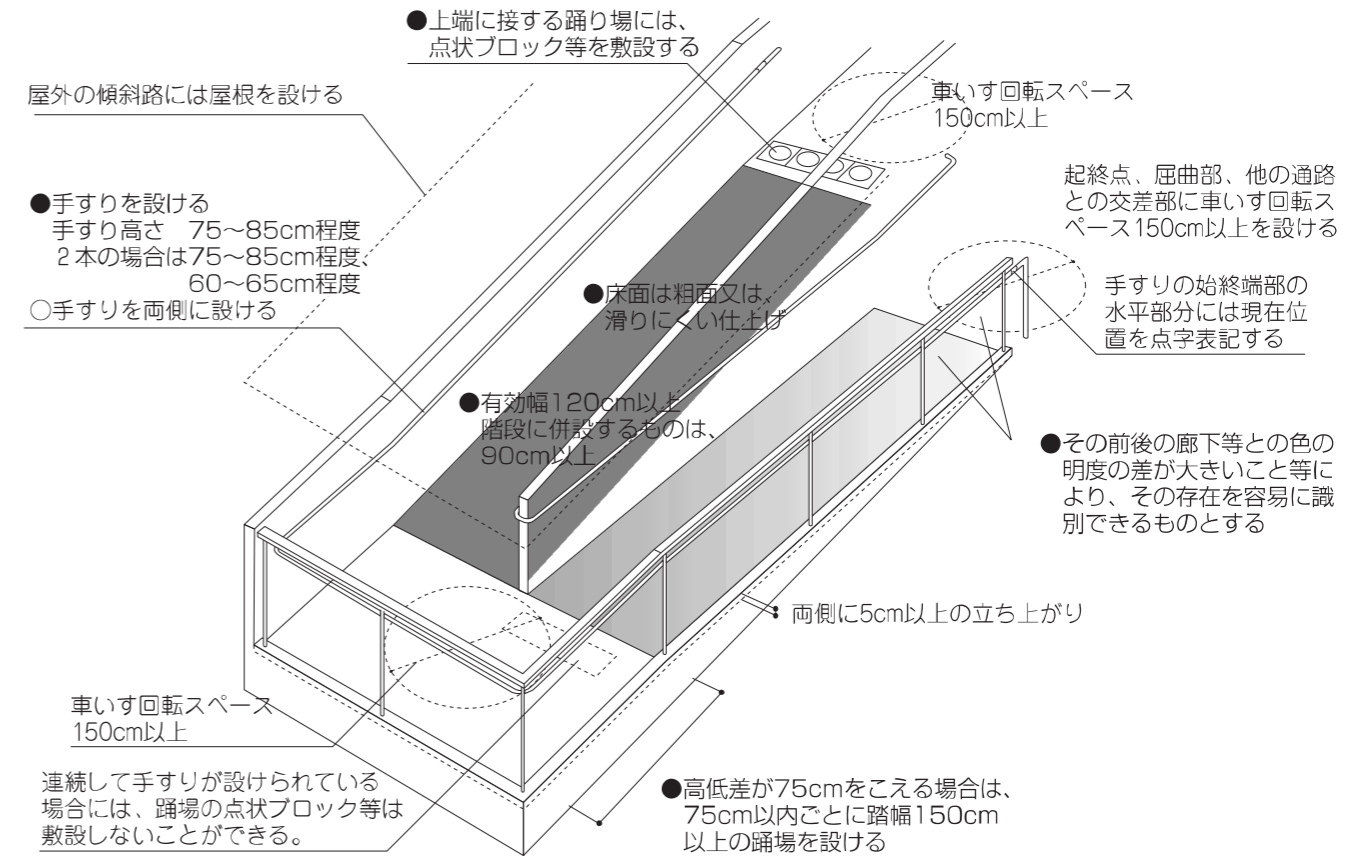
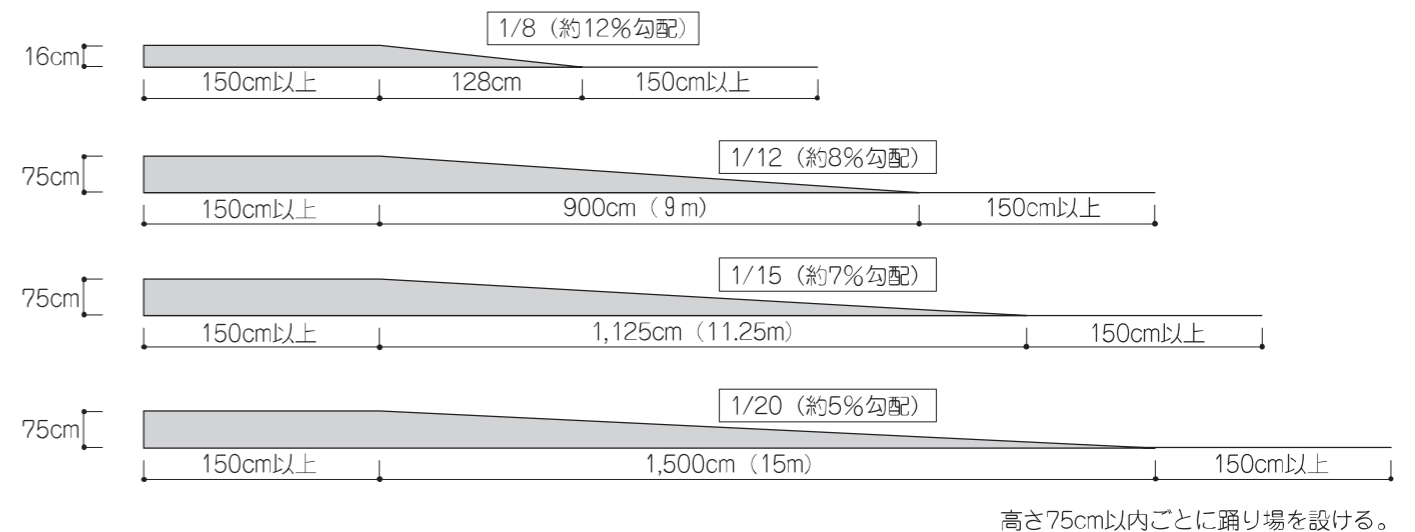


図1 傾斜路の構造



高さ75cm以内ごとに踊り場を設ける。

図2 傾斜路の勾配

① 多数の者が利用する経路

g 利用円滑化経路を構成するエレベーター等

基本的な考え方

エレベーターは、車いす使用者等が最も円滑に垂直移動のできる設備であり、2階以上の階に利用居室が設けられている場合は、エレベーターを設置することが望ましい。また、車いす使用者等の動線を考慮し、利用しやすい位置に設置することが重要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(1)利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーの構造(12の項(1))	利用円滑化経路を構成するエレベーター(2)に定めるものを除く。コ及びサにおいて同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。ただし、当該建築物を管理する者等の介助等により高齢者、障害者等が当該建築物を利用することが可能である場合は、この限りでない。	・12の項(1)は、利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーに関する基準である。 ・12の項(2)は、特殊な構造のエレベーター等の基準である。 ・地上へ通ずる出入口のない階において提供されるサービスや販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる場合も同様である。	図1
ア かごの停止階(12の項(1)ア)	かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	●かごの停止階 ①利用居室のある階 ②車いす使用者用便房のある階 ③車いす使用者用駐車施設のある階 ④地上階	
イ 出入口の幅(12の項(1)イ)	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	・80cmは、車いすの通行が可能な幅である。 ●幅は、内法(有効寸法)で測定する。	○かご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 ・かご及び昇降路の出入口の戸には、防災対策としてガラス窓を設ける。
ウ かごの奥行き(12の項(1)ウ)	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、かごの幅が100センチメートル以上である場合に限り、奥行きを110センチメートル以上とすることができる。	・奥行き135cmは、電動車いすを収納することができる長さである。 ●1,000㎡未満の建築物でかごの幅を100cm以上とする場合は、かごの奥行きは110cmまで緩和することができる。	図2

用語

エレベーター等	エレベーター又はエスカレーター
かご	エレベーターにおいて人を乗せ、昇降する部分のこと
車いす使用者用駐車施設	車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設
車いす使用者用便房	車いす使用者(車いすを使用している者)が円滑に利用することができる便房
地上階	直接地上へ通ずる出入口のある階
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路
利用居室	多数の者(建築物を利用し、当該建築物においてサービスの提供を受ける者)が利用する居室

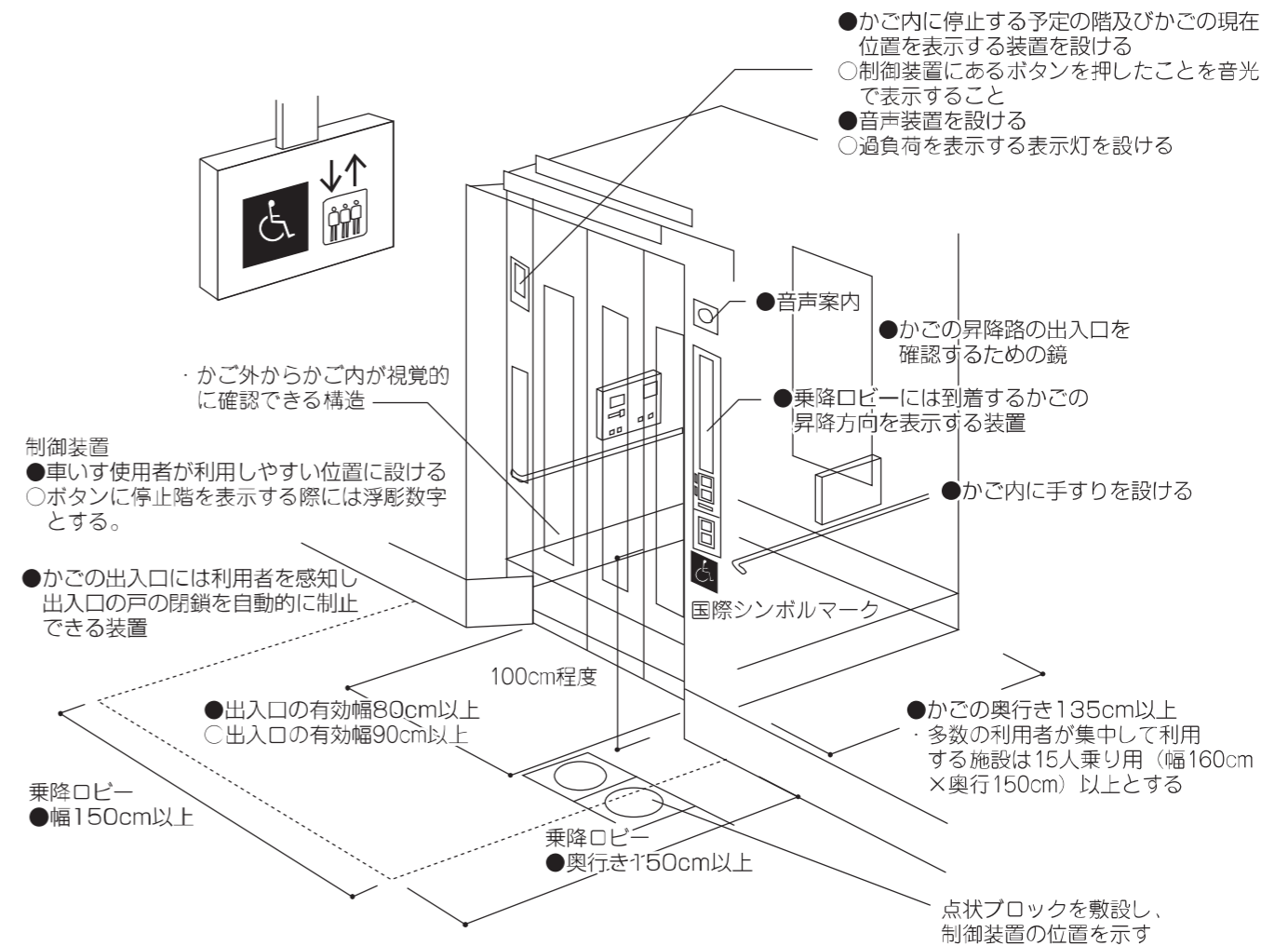


図1 床面積1,000㎡以上の建築物に設置するエレベーターの例

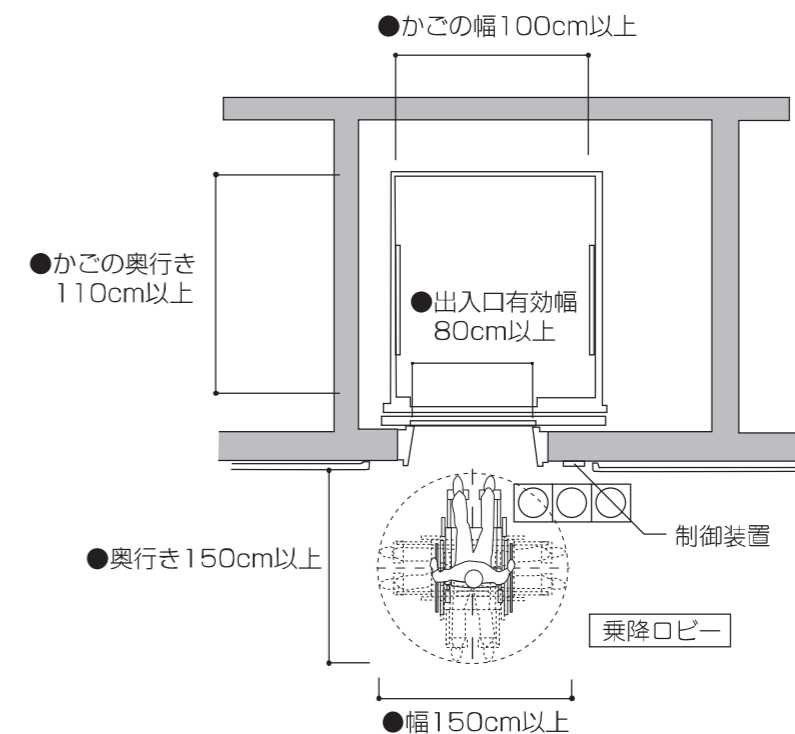


図2 床面積1,000㎡未満の建築物に設置可能なエレベーターのかご内及び乗降ロビーの各寸法例(共同住宅等を除く)

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
エ 乗降ロビーの構造 (12の項(1)エ)	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。	○乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ180センチメートル以上とすること。	図1 図2
オ 車いす使用者用制御装置 (12の項(1)オ)	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	・制御ボタンを押した際に、音や光で表示すること。 ・ボタンはタッチ式とせず、浮彫数字等を用いること。	
カ 停止階等の表示 (12の項(1)カ)	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	・聴覚障害者が利用しやすいための視覚情報に関する付加基準である。	
キ 手すりの設置 (12の項(1)キ)	かご内の側板には、手すりを設けること。	・手すりの設置高さは、75cm～80cm程度とする。	
ク 鏡の設置 (12の項(1)ク)	かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。	●車いす使用者が乗り込んだ状態でもそのまま円滑に降りることができるよう、出入口の戸の開閉状態や足下に近い位置などが確認できるように設置する。 ・出入口が複数ある場合、鏡はかごの上部に設ける。 ・鏡は、ステンレス製等われにくいものとする。	
ケ 昇降方向の表示 (12の項(1)ケ)	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	・聴覚障害者が利用しやすいための視覚情報に関する付加基準である。	
コ 大規模建築物の昇降機の構造 (12の項(1)コ)	不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで及びオからクまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。 (ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。 (イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	●この基準は、不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に限り適用する。 ・通常の老人ホーム、学校等、共同住宅など利用者が特定される施設の場合は、適用除外である。 ●付加機能等は次のとおり。 ①かごの幅は、140cm以上 ②かご内で車いすが転回可能な広さを確保	○かごの幅は、160cm以上とすること。 図3

用語

かご	エレベーターにおいて人を乗せ、昇降する部分のこと
車いす使用者	車いすを使用している者
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービスの提供を受ける者
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

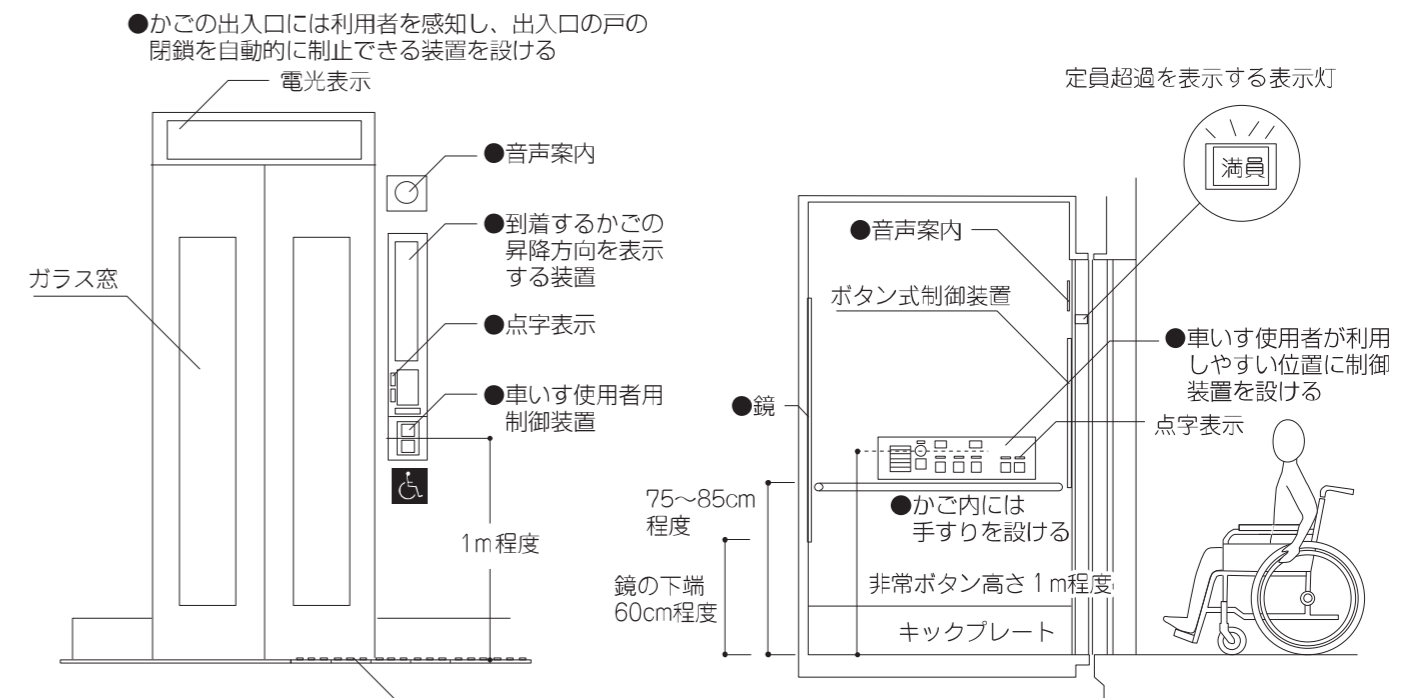


図1 乗降ロビーの制御装置等 一点状ブロック等

図2 かご内の制御装置等

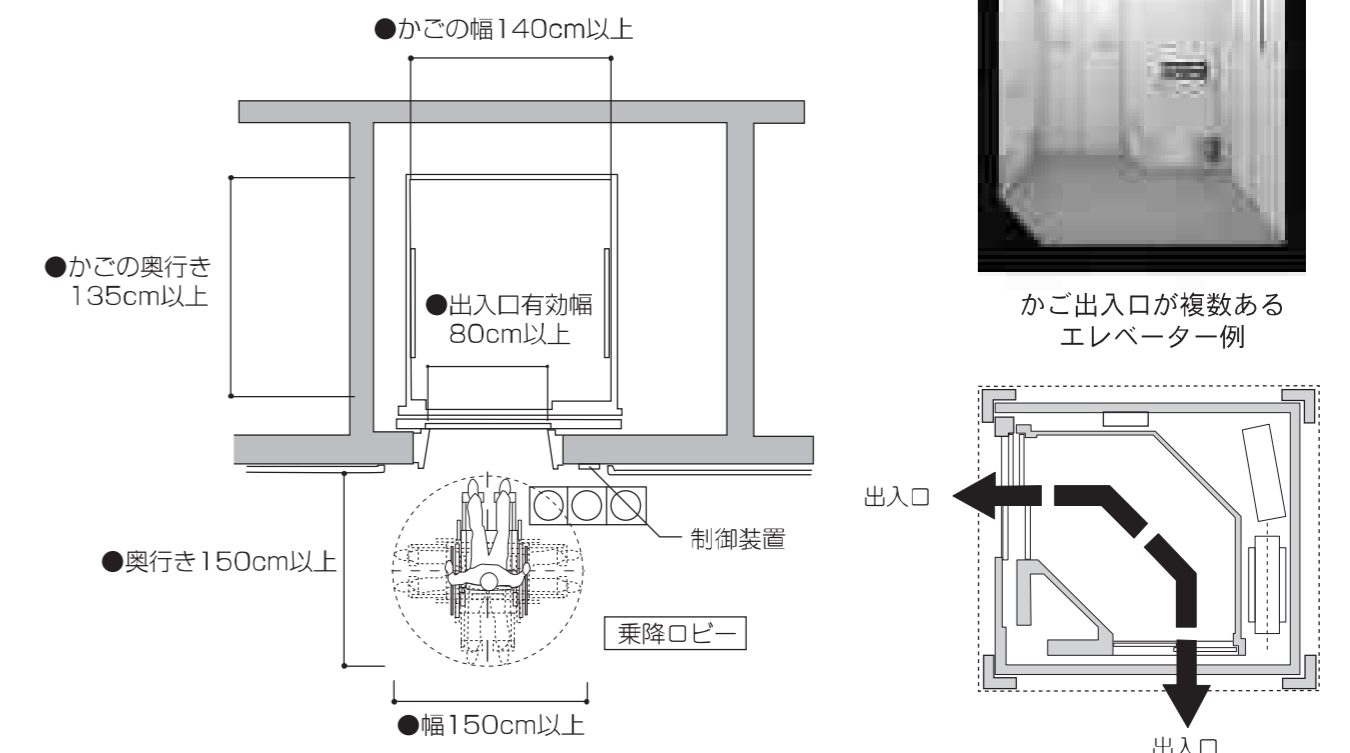
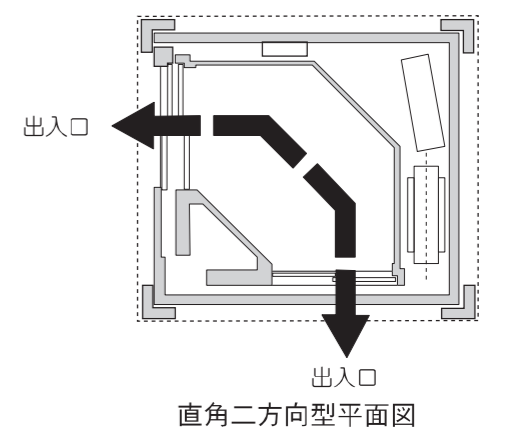


図3 2,000㎡以上の建築物に設けられるエレベーターのかご内及び乗降ロビーの各寸法例



かご出入口が複数あるエレベーター例



直角二方向型平面図

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
<p>サ 視覚障害者が利用しやすい構造 (12の項(1)サ)</p> <p>(ア) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー（自動車車庫に設けるものを除く。）にあっては、アからコまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) かが内、かがに到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(ロ) かが内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(ハ) かが内又は乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>・視覚障害者が利用しやすいための音声情報及び点字情報に関する付加基準である。</p> <p>●付加機能等は次のとおり。</p> <p>①到着階を知らせ、戸の閉鎖を知らせる音声装置</p> <p>②点字付き制御装置</p> <p>③昇降方向を知らせる音声装置</p> <p>●自動車車庫に設けるものは適用除外。</p> <p>・制御ボタンは、押しボタン式とし、千鳥に配置する。</p>	<p>・乗降ロビーには、制御装置の位置を視覚障害者に知らせるための視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。</p>	<p>図 1</p>

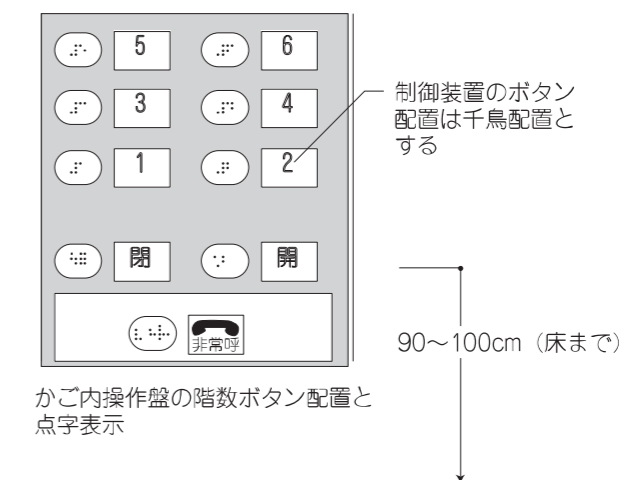
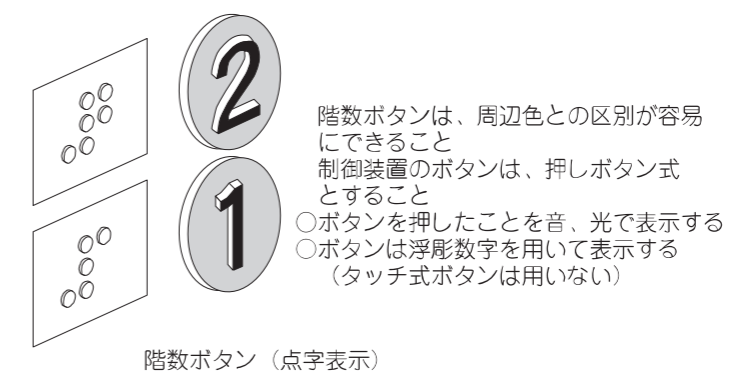


図 1 点字付き制御装置の例

用語

かが	エレベーターにおいて人を乗せ、昇降する部分のこと
車いす使用者	車いすを使用している者
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービスの提供を受ける者
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(2)特殊なエレベーター等の構造 (12の項(2))	利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター等は、次に定める構造とすること。	・利用円滑化経路を構成する斜行型や鉛直型の段差解消機等特殊な構造のエレベーター等に関する基準である。	図2
ア エレベーターの構造 (12の項(2)ア)	エレベーター（昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものに限る。）にあっては、次に定める構造とすること。 (ア) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造とすること。 (イ) かごの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。 (ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きを十分に確保すること。	●「車いす対応の簡易リフト」の規定である。 ●かごの幅70cmかつかごの奥行き120cmは、車いす使用者が乗るために必要な最小限の大きさである。	
イ エスカレーターの構造 (12の項(2)イ)	エスカレーター（車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものに限る。）にあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する構造とすること。	・エスカレーターを設ける場合には、上り下り両方のエスカレーターを設けること。 ・エスカレーターの上端及び下端に近接する廊下等の床面には、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。	
(3)標識	利用円滑化の措置がとられたエレベーター等の付近には、その旨を表示した標識を掲示すること。		

用語

エレベーター等	エレベーター又はエスカレーター
かご	エレベーターにおいて人を乗せ、昇降する部分のこと
車いす使用者	車いすを使用している者
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

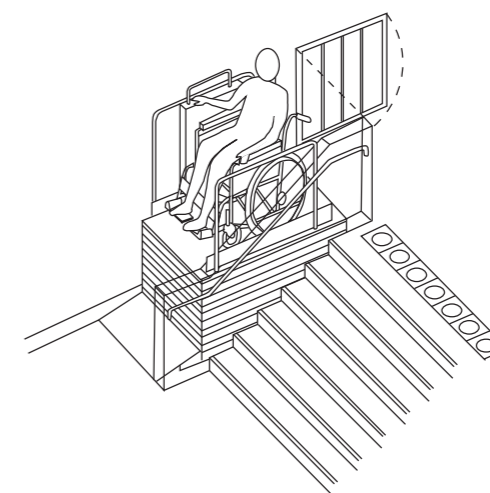


図1 車いす対応の簡易リフト

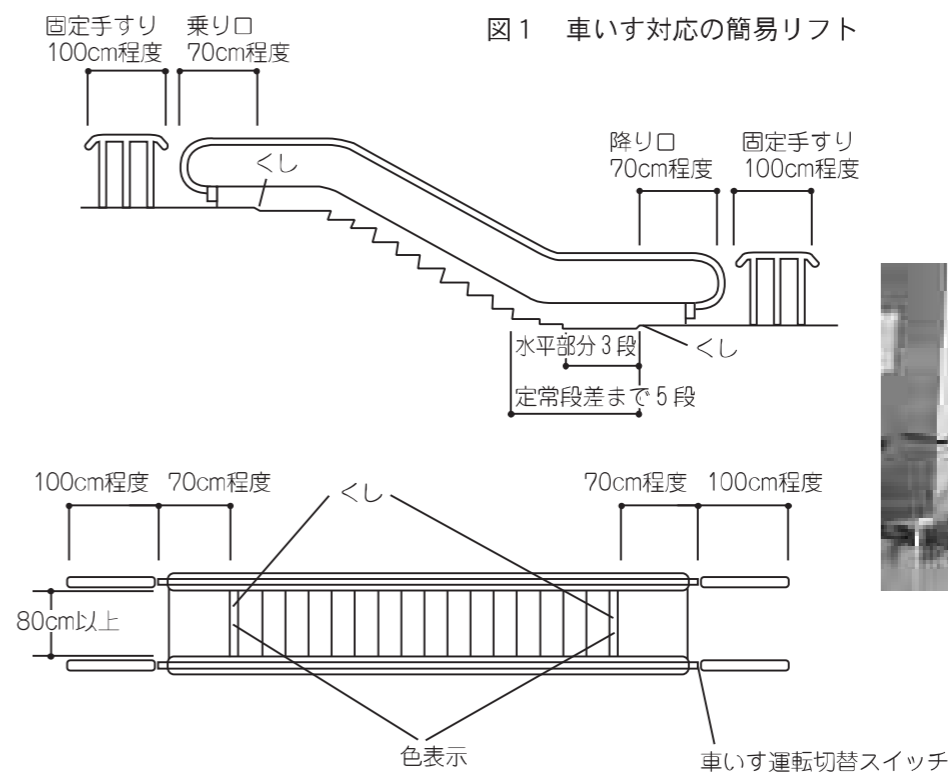


図2 エスカレーターの基本寸法



ステップが3枚水平になったまま、大型車いすを運べる車いす乗用ステップ付きエスカレーターとする。乗降時にはスピードが遅くなるか、又は、止る。(ステップ2枚半の機種もある)

図3 車いす対応エスカレーター



① 多数の者が利用する経路

h 敷地内の通路

基本的な考え方

建物内部の配慮は当然ながら、高齢者、障害者等をはじめすべての人がその建物に安全かつ円滑にアプローチできるような細かい配慮が必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆敷地内の通路の構造 (6の項)	多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。	敷地内の通路の一般基準である。 歩行者の動線と車路は、原則として分離する。	図1
(1)表面仕上げ (6の項(1))	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	仕上材は、平坦性や濡れた場合の滑りにくさを考慮する。	
(2)通路に設ける段の構造 (6の項(2))	段がある部分は、次に定める構造とすること。 ア 手すりを設けること。 イ 路面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 ウ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。	●段がある部分は、手すりを設け、段の識別を容易にし、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。 ○幅は、140センチメートル以上とすること。 ○けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。 ○路面の寸法は、30センチメートル以上とすること。 ○両側に手すりを設けること。	
(3)通路に設ける傾斜路の構造 (6の項(3))	傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	●階段若しくは段に代わり、又はこれに併設される傾斜路に限り適用する。 ●手すりは次の部分に設ける。 ①1/12より急な勾配の傾斜路 ②16cm以上の高さがあり、1/20より急な勾配の傾斜路 ○屋外の傾斜路には、屋根を設けること。 ○勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。	
(4)排水溝の構造 (6の項(4))	排水溝を設ける場合には、車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障のない溝ふたを設けること。	●車いすの前輪、杖、ベビーカーの車輪等が落ち込まない構造の溝ふたの例は、次のとおり。 ①格子型で細目タイプ (ピッチ12.5mm程度×100mm) ②格子型で隙間の最大寸法が短辺方向9mm以下 ③格子型でピッチが短辺方向20mm以下で長編方向が50mm以下 ④丸穴あき型で穴の直径の最大寸法が20mm以下で、かつ、表面が滑りにくい仕上げのもの	図2

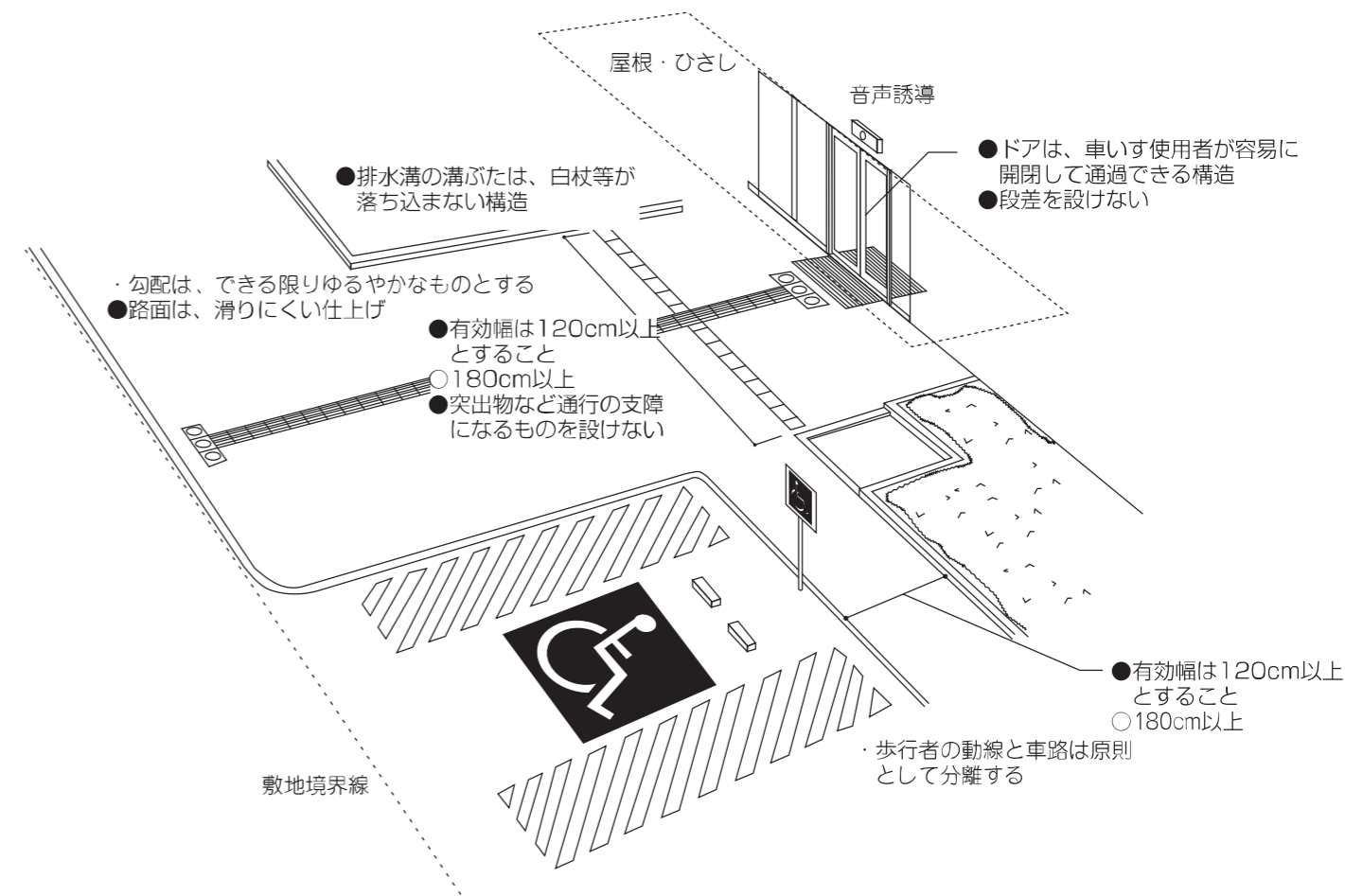


図1 敷地内の通路

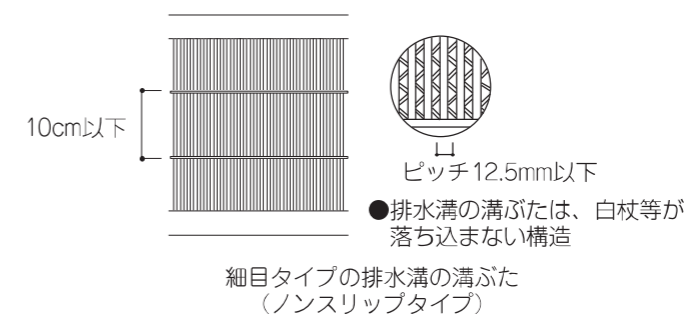


図2 排水溝の構造

用語

傾斜路	踊場を含み、この項では、段に代わり、又は併設されない単独の傾斜路も含む
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
◆利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造 (13の項)	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。	・利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の基準であり、一般基準以外に幅、転回場所、戸の構造、傾斜路の構造に適合させる。	
(1)通路の幅 (13の項(1))	幅は、120センチメートル以上とすること。	●幅は、内法（有効寸法）で測定する。 ○段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、180センチメートル以上とすること。	図1
(2)転回場所の設置 (13の項(2))	敷地内の通路の末端の付近は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	●車いす使用者の通行に支障がないよう、敷地内の通路の端部と50m以内の間隔に転回場所を設ける。	
(3)通路に設ける戸の構造 (13の項(3))	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
(4)通路に設ける傾斜路の構造 (13の項(4))	傾斜路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	・屋外の傾斜路には、屋根を設ける。 ○幅は、段に代わるものにあつては150センチメートル以上、段に併設するものにあつては120センチメートル以上とすること。 ○勾配は、15分の1を超えないこと。	図2

用語

車いす使用者	車いすを使用している者
傾斜路	踊場を含み、この項では、段に代わり、又は併設されない単独の傾斜路も含む
利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

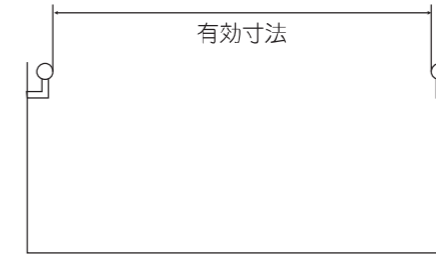
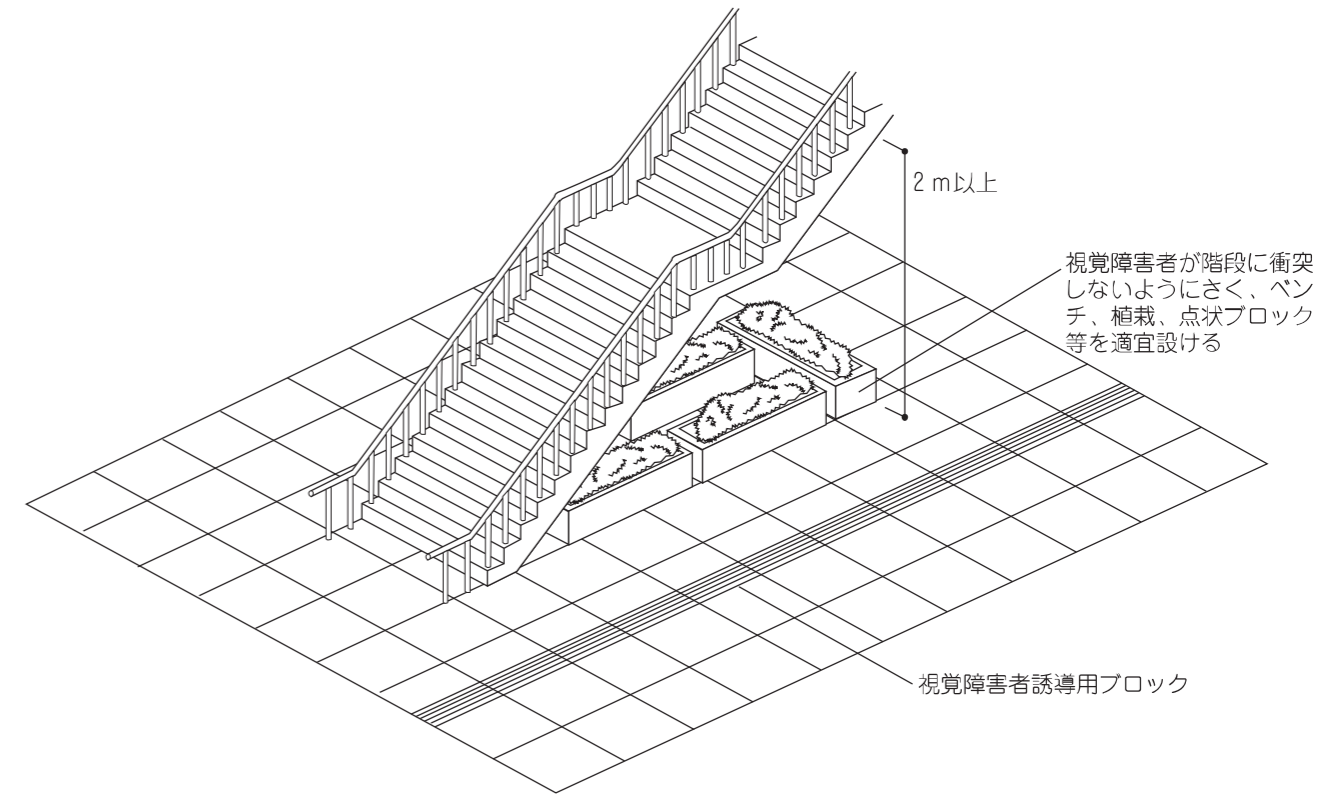


図1 通路の有効幅



参考図

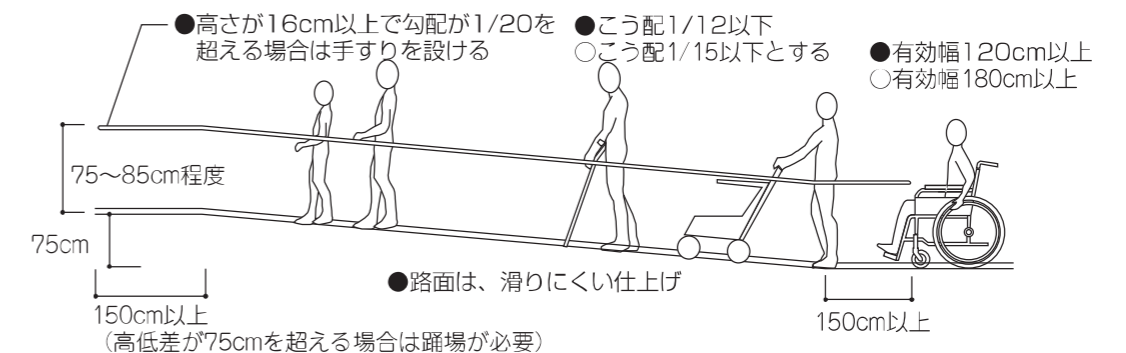


図2 利用円滑化経路を構成する傾斜路